

議案第72号

愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部改正 について

愛西市障害者総合支援条例（平成18年愛西市条例第5号）及び愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年12月1日提出

愛西市長 日永貴章

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市障害者総合支援条例及び愛西市介護保険条例の一部を 改正する条例

(愛西市障害者総合支援条例の一部改正)

第1条 愛西市障害者総合支援条例（平成18年愛西市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条1項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

(愛西市介護保険条例の一部改正)

第2条 愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第3条 愛西市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「に徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して、」を「を」に改める。

第12条第2項中「に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、」を「を」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。